

長野刑務所における被収容者の凍死疑い事案に関する会長談話

令和5年10月30日に長野刑務所内で労役場留置中に死亡した60代男性（当時は病死の可能性が高いと発表されていた）の死因が、凍死であった疑いが強いという報道に接した。

この報道のとおりであるとすれば、極めて痛ましい事件であり、絶対に起こってはならないことである。

刑務所施設内の被収容者は、法律に基づき自由を制約されており、自らの健康や居室内の温度を含めて居住する環境を自ら管理することができない。このため、刑務所施設の管理者は、被収容者の心身の状況の把握に努めた上で、社会一般の保健衛生等の水準に照らし適切な措置を講じることで（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律56条参照）、居室内の温度を含めた居住環境を被収容者の健康が害されないものとなるように管理しなければならない。

現時点では、被収容者が凍死に至った具体的な原因が不明であるから管理体制について具体的に言及する段階にないが、刑務所内の居住環境の管理体制の不備に起因する事件であるとすればそれは大変由々しき事態である。そもそも当会では、別施設（松本少年刑務所）ではあるが、平成26年に、暖房器具の運用が不十分であるという被収容者からの申立てを契機に調査を行い、松本少年刑務所に対して暖房器具の適切な運用を求める要望書を提出している。同じ長野県内の矯正施設である長野刑務所において、未だに暖房器具の適切な運用がされていないとすれば、寒冷地である長野県内の施設にあるまじき事態である。他方で、当時が真冬ではなかったことや被収容者が持病を有していたという報道もあることなどからすると、被収容者個人の心身異常等が死亡結果に寄与した可能性も否定できない。仮にそうであるとしても、刑務所施設は被収容者の心身の状況を把握して適切な医療上の措置を講ずるものとされているのであるから、被収容者の心身の異常を看過することは許されないとすべきである。

当会は、長野刑務所に対し、速やかに原因究明のための調査を行った上で再発防止策を検討すること、そしてそれらを全て公表することを求める。また、適切な暖房器具の設置と運用や被収容者個人の的確な状況把握など被収容者側に配慮した最善の管理体制を構築して、二度と同様の悲劇を起こさない対策を徹底することを、強く求めるものである。

2024年（令和6年）3月18日

長野県弁護士会

会長 山 岸 重 幸